

学校法人三室戸学園東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学と文京区との相互協力に関する協定

学校法人三室戸学園東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学を甲とし、文京区を乙として、甲乙両当事者は、相互の協力に関し、次のとおり基本的事項について協定する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に協力し、学術研究の振興及び人材の育成を図り、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(相互協力)

第2条 前条の目的を達成するために相互協力して行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 文化・芸術分野における学術研究の成果の提供及び人材の提供
- (2) 施設の利用
- (3) 文京区地域防災計画に基づく災害応急対策業務
- (4) その他前条の目的を達成するため甲及び乙が必要であると認めたこと。

2 前項に規定する事業の実施については、別に定める細目によるものとする。

(協定存続期間)

第3条 この協定の存続期間は、協定成立の日から平成29年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の6か月前までに、甲乙いずれからも別段の意思表示がないときは、この協定の存続期間は1年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。

(その他)

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年8月29日

甲 東京都文京区大塚四丁目46番9号

学校法人三室戸学園

東邦音楽大学長 三室戸 東光

学校法人三室戸学園

東邦音楽短期大学長 三室戸 東光

乙 東京都文京区春日一丁目16番21号

文京区

代表者 文京区長 成澤 廣修

学校法人三室戸学園東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学と文京区との 相互協力に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この細目は、学校法人三室戸学園東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学と文京区との相互協力に関する協定（以下「協定」という。）第2条第2項の規定に基づき、その実施について必要な事項を定めるものとする。

(インターンシップの実施)

第2条 学校法人三室戸学園東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学（以下「甲」という。）は、文京区（以下「乙」という。）との間で、インターンシップを実施する。

2 実習生の受入人数等前項に基づく実施の内容については、別途協議する。

(学術研究の成果の提供とその支援)

第3条 乙は、甲の学術研究の成果を発表する場及び機会の提供に努めるとともに、後援等を行うよう努める。

2 乙は、甲からの依頼があったときは、甲の開催する公演等の広報について、協力するよう努める。

3 甲は、その学術研究の成果を提供することにより、学校教育、生涯学習、文化・芸術等乙の施策の充実に協力する。

(人材の提供)

第4条 甲は、乙が実施する次に掲げる事業に対し、教員、学生又は大学院生を派遣するものとする。

(1) 学習支援活動

(2) 文京区民を対象とした公演等

(施設の利用)

第5条 甲及び乙は、協定の目的を達成するために、それぞれが保有する施設について、相互に利用できるよう努める。

2 前項に基づく施設の利用に係る事項については、別途協議する。

(その他の協力内容)

第6条 第2条から前条までに掲げるもののほか、協定第1条の目的を達成するため、甲及び乙は、相互協力が可能な事項等について積極的に検討する。